

奈良二丁目自治会規約

平成 9 年 4 月 27 日施行
奈良二丁目自治会

第 一 章 総 則

(名称と事務所)

第 1 条 この会は、奈良二丁目自治会(以下「会」という)という。

- (1) 事務所は、**当該の自治会館内に置く。**
但し、連絡事務所は、会長宅とする。

(構成)

第 2 条 この会は、青葉区奈良二丁目地区内(一部地区外)に居住する者を会員として構成する。

(目的)

第 3 条 この会は、会員相互の理解と協力によって地域社会の向上と発展を図ることを目的とする。

(事業)

第 4 条 この会は、前条の目的達成のため、次の事業を行なう。

- (1) 健全で明るい生活環境を造ること。
(2) 融和・親睦を図るための各種の行事を行なうこと。
(3) その他目的達成に必要なこと。

(方針)

第 5 条 この会の運営は、総て民主的になされ、また会員は総て平等に取り扱われる。

第 二 章 運 営

(組織)

第 6 条 この会をいくつかの班に分け、それぞれをいくつかのブロックに編成する。
2. 各ブロックに担当役員(第8条の役員)を置く。
3. 各班に班長を置く。
4. **自治会館管理運営については別途定める。**

(班長の選出と任期)

第 7 条 班長は、班員の互選(輪番)とし、班常会を主宰して拡大役員会に班の意見を反映させるものとする。
2. 防災・防犯(灯)・衛生・老人の把握ならびに回覧(会報等)配布および転出・転入状況等を担当役員(または会長)に報告する。
3. 任期は、1ヵ年とする。尚、新旧交代は、定期総会を以て行なう。

(役員)

第 8 条 この会に執行機関として、次の役員を置く。
会長1名・副会長2名及び総務・会計・会計監査等の役員とする。
2. 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは代行する。
第6条4項の自治会館管理・運営業務を統括する。
総務は、本会の事務を行い、必要な事項を記録し、広報する。
第6条4項の実務管理および前条第2項の業務を統括する
会計は 本会の会計事務を行う。
会計監査は、本会の業務および会計を監査し、総会に報告する。

(役員の選出と任期)

- 第 9 条 役員は、広く会員の中から役員会の推薦により総会で選出する。
2. 任期は、2年とし、再任を妨げない。
 3. 役員に欠員を生じた場合は、前項に準じ補充する。任期は前任者の残存期間とする。

(会務の執行)

- 第 10条 役員および班長で構成する拡大役員会の評議で行い、総会に対して連帯して責任を負う。

第 三 章 会 議

(会議区分)

- 第 11条 最高の議決機関として、定期総会と臨時総会を持つ、定期総会は第6条の班長、第8条の役員および会員をもって構成し、毎年一回、会計年度終了後、一ヶ月以内に会長が招集する。
2. 臨時総会は、次の場合に開催するものとする。
 - (1) 役員会が招集を決議した場合。
 - (2) 会員総数の三分の一以上が、会長に付議事項を示して要求のあったとき。
 3. 拡大役員会は、第6条3項の班長および第8条1項の役員をもって構成し、総会に次ぐ議決機関とする。
 4. 役員会は、第8条1項の役員をもって構成し、会の執行機関とする。
 5. 拡大役員会および役員会は、必要に応じて随時、会長が招集する。

(議 決)

- 第 12条 会議は、出席者を以て成立する。また議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数のときは議長が決める。
- なお、議決権の行使を他の出席会員に委任することができる。この場合、委任は出席とみなす。
2. 会議の決定事項の内、重要な事項は、文書により会員に周知徹底をはかる。

(審 議)

- 第 13条 次の事項は、総会で審議するものとする。
- (1) 過年度事業報告及び当該年度事業計画の概要説明
 - (2) 過年度決算及び当該年度予算案の承認
 - (3) 役員の選出及び承認

第 四 章 会 計

(経 費)

- 第 14条 この会の経費は、会費および賛助金その他の収入により運営する。
2. 会費は、一会員あたり 月額300円とする。
なお、ブロック担当役員は、班長と協力して会費および賛助金の集金にあたる。
 3. 会員は、一年分まとめて会計係に納金する。会員が年度途中で脱会(転出)する場合、本人(班長を通じて)の請求により月割りで返金することができる。
 4. 特別会員は、当地区内で事業を営む企業または各種団体等で自治会活動に賛同を得た企業・各種団体等より賛助金は原則として、年額 10,000円とする。
 5. 会費は、自治会運営のための文書代、募金、防犯灯の維持管理、同施設費、会館管理運営費用その他役員会が必要と認めた事項等に使用する。

(贈 与)

第 15条 会員の家族(地区内に居住)が、死亡したときは、弔慰金10,000円を贈る。

(会計年度)

第 16条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする

(自治会館)

第 17条 この会は、当該自治会館の管理運営を適正に行うため、別途定める「自治会館管理運営規則」および「自治会館使用規則」を施行する。

(連合会)

第 18条 この会は、他の地域内団体と連合自治会を構成することができる。
2. この会の役員は、奈良連合自治会の役員になることを妨げない。

(文書整理)

第 19条 文書の整理・保管および保存に至るまでの手続きは、次のとおりとする。

(1)文書の整理・保管

- ・効力文書 契約または法令に基づく申請・届出等により、対外的に権利を取得し、または義務を負うことを内容とする文書ならびに法令に基づき一定の効力を有する議事録等の文書をいう。
- ・結了文書 当該文書の決議事項が実施終了した文書をいう。

(2)文書の保存期間は、次のとおりとする。

イ 効力文書———永久保存

ロ 結了文書①———当該年度終了後、10ヶ年間保存

○総会議事録・決算報告に関するもので、その付属書類

ハ 結了文書②———当該年度終了後、3ヶ年間保存

○役員会等の議事録

○その他 特に必要があるとみとられるもの

注) 担当者は、結了の事実を確認整理して、会長の定める方法、場所により保管する。

附 則

この規約は、平成 9年 4月27日より施行する。
平成12年 4月23日 一部改定 施行
平成13年 4月22日 一部改定 施行
平成19年 4月21日 一部改定 施行